平成28年12月15日

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所への移行に伴う

職員の承継・派遣及び勤務労働条件等について（追加提案）

　大阪府立公衆衛生研究所と大阪市立環境科学研究所は、平成26年4月に統合の上、府市共同設立による地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所（以下「法人」という）への移行に伴う府職員の承継及び派遣並びに勤務労働条件等について、平成25年10月28日に提案（以下「原提案」という。別添１参照）し、協議を行っていたが、両研究所の統合、地方独立行政法人の設立時期を平成29年　4月として下記のとおり追加提案する。

原提案１．府職員の承継及び派遣の取扱いについて

（１）（２）については原提案どおり。

ただし、「（３）府職員の承継及び派遣の時期について」は以下のとおり

　　　法人設立日（平成29年4月1日の予定）

原提案２．府から法人に承継される職員の給与、労働条件等の取扱い

以下の３項目については原則として原提案どおり。

1. 職員の給与・退職手当について　 (2)勤務時間等について

(3)人事制度等について

ただし、（2）の別紙については、以下の項目のみ修正する。

１　勤務時間関係

　　　府の制度に準じる。（比較表を削除する。）

３　職免関係（次項を追加）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 大阪府 | 大阪健康安全基盤研究所 |
| 育児  職免 | なし | 無給の職免として創設  (1)(2)でそれぞれ必要と認められる時間(10分または15分単位)  (1)所定の勤務時間の始め、または終わりにおいて１日を通じて30分を超えない範囲内  a 生後1年6月から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員  (2)所定の勤務時間の終わりの時間帯において、60分を超えない範囲内  a 学童保育等に託児している小学生の子を学校等へ迎えに行く必要のある職員 |

また、主幹研究員を含む法人の給料表は別添２のとおりとし、主幹研究員を含む昇任基準については府の制度に準じて別添３のとおりとする。

「(4)福利厚生等」については、原提案で示した共済、災害補償及び雇用保険、　　互助制度を除き、以下のとおりとする。

　・財形貯蓄制度は、府職員に係る条件により、法人の指定取扱金融機関であるりそな銀行については、りそな銀行の財形貯蓄制度として継続する。

その他の金融機関については、府職員と同様の条件で継続できるよう調整中であるが、継続が困難な場合は、りそな銀行が代替の仕組みについて検討する予定であり、職員の財形貯蓄については継続できるようにしていく。

３．府から法人に派遣される職員の給与、労働条件等の取扱い

　原提案どおり